

議第 3 号議案

羽生市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

羽生市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 24 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（議決すべき事件） 第 2 条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 <u>及び基本計画</u> の策定、変更又は廃止に関することとする。	（議決すべき事件） 第 2 条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 7 月 23 日提出

埼玉県羽生市議会議員	柳 沢 暁
〃	小 林 誠 弥
〃	昆 佳 子
〃	川 田 真 也